

老振発1212第1号

平成26年12月12日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長

（公 印 省 略）

「福祉用具専門相談員について」の一部改正について

居宅要介護者又は居宅要支援者が福祉用具を選定する際に意見を聞くこととされている福祉用具専門相談員は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第1項各号のいずれかに該当する者としてしているところである。

今般、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成26年政令第397号）が公布され、福祉用具専門相談員となるための要件から養成研修修了者（介護職員基礎研修課程・1級課程・2級課程の修了者、介護職員初任者研修課程の修了者）を除き、福祉用具に関する知識を有している国家資格保有者及び福祉用具専門相談員指定講習修了者に限定することとする等の改正が行われ、平成27年4月1日より適用されることとなった。

また、同令附則第2項の規定により、同令の施行の際（平成27年4月1日）現に養成研修修了者（介護職員基礎研修課程・1級課程・2級課程の修了者、介護職員初任者研修課程の修了者）である者の助言（平成28年3月31日までの間において行われるものに限る。）を受けて選定された福祉用具の貸与又は販売については、なお従前の例によることとされている。

これにあわせて「福祉用具専門相談員について」（平成18年3月31日老振発第0331011号）を別添のとおり改正し、平成27年4月1日より適用することとしたので通知する。

については、当該内容について御了知の上、貴管内市区町村、福祉用具専門相談員指定講習事業者等にその周知徹底を図られたい。

○ 福祉用具専門相談員について（平成 18 年 3 月 31 日老振発第 0331011 号厚生労働省老健局振興課長通知）

（変更点は下線部）

改 正 前	改 正 後
<p>「介護保険法等の一部を改正する法律」（平成十七年法律第七十七号）及び「介護保険法施行令等の一部を改正する政令」（平成十八年政令第百五十四号）の施行により、介護保険法（以下「法」という。）第八条第十二項に規定する福祉用具貸与若しくは同条第十三項に規定する特定福祉用具販売又は法<u>第八条の二第十二項</u>に規定する介護予防福祉用具貸与若しくは<u>同条第十三項</u>に規定する特定介護予防福祉用具販売は、居宅要介護者又は居宅要支援者が福祉用具を選定するに当たり、福祉用具専門相談員から、福祉用具に関する専門的知識に基づく助言を受けて行われるものとされた。</p> <p>また、「介護保険法施行規則の一部を改正する省令」（平成十八年厚生労働省令第百六号）及び「介護保険法施行規則第二十二条の三十三第二号の厚生労働大臣が定める講習の内容」（平成十八年厚生労働省告示第二百六十九号）により、福祉用具専門相談員指定講習の課程その他福祉用具専門相談員に関して必要な事項が定められたところであるが、その取り扱いは左記のとおりであるので、御承知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第一 福祉用具専門相談員の範囲</p> <p>福祉用具専門相談員は、介護保険法施行令第 4 条第 1 項各号に掲げる者とされているが、<u>第 9 号の「前条第 1 項に規定する養成研修修了者（厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。）</u>」とは、<u>介護職員初任者</u></p>	<p>「介護保険法等の一部を改正する法律」（平成十七年法律第七十七号）及び「介護保険法施行令等の一部を改正する政令」（平成十八年政令第百五十四号）の施行により、介護保険法（以下「法」という。）第八条第十二項に規定する福祉用具貸与若しくは同条第十三項に規定する特定福祉用具販売又は法<u>第八条の二第十項</u>に規定する介護予防福祉用具貸与若しくは<u>同条第十一項</u>に規定する特定介護予防福祉用具販売は、居宅要介護者又は居宅要支援者が福祉用具を選定するに当たり、福祉用具専門相談員から、福祉用具に関する専門的知識に基づく助言を受けて行われるものとされた。</p> <p>また、「介護保険法施行規則の一部を改正する省令」（平成十八年厚生労働省令第百六号）及び「介護保険法施行規則第二十二条の三十三第二号の厚生労働大臣が定める講習の内容」（平成十八年厚生労働省告示第二百六十九号）により、福祉用具専門相談員指定講習の課程その他福祉用具専門相談員に関して必要な事項が定められたところであるが、その取り扱いは左記のとおりであるので、御承知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第一 福祉用具専門相談員の範囲</p> <p>福祉用具専門相談員は、介護保険法施行令第 4 条第 1 項各号に掲げる者とされている。</p>

研修課程修了者であること。

また、介護保険法施行令等の一部を改正する政令附則第 18 条第 2 項の規定により、①この政令の施行の際現に福祉用具専門相談員指定講習（以下「指定講習」という。）に相当する講習として都道府県知事が公示するもの（以下「適格講習」という。）の課程を修了し、当該適格講習を行った者から当該適格講習の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者、②この政令の施行の際現に適格講習の課程を受講中の者であって、この政令の施行後当該適格講習の課程を修了したことにつき、当該適格講習を行った者から当該適格講習の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者は、福祉用具専門相談員とみなされること。

したがって、都道府県知事は「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第 194 条に規定する講習会を指定する省令」（平成 14 年厚生労働省令第 121 号）により厚生労働大臣の指定を受けた講習会を指定講習会に相当する講習として公示することが必要であり、その他指定講習に相当する講習として認めてきたものがある場合には、同様の取扱いが必要となる。

## 第二 福祉用具専門相談員指定講習事業者の指定について

### （1）指定の単位

福祉用具専門相談員指定講習事業者（以下「事業者」という。）の指定は、事業所の所在地を管轄する都道府県において、事業所ごとに指定することとなる。

したがって、複数の事業所で指定講習を実施する場合、それぞれの事業所の所在地を所管する都道府県において指定を受ける必要がある。

また、事業者が事業所の所在地以外で指定講習を実施するような場合、指定講習の実施場所を所轄する都道府県は、別途指定を行う必要はない

また、介護保険法施行令等の一部を改正する政令附則第 18 条第 2 項の規定により、①この政令の施行の際現に福祉用具専門相談員指定講習（以下「指定講習」という。）に相当する講習として都道府県知事が公示するもの（以下「適格講習」という。）の課程を修了し、当該適格講習を行った者から当該適格講習の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者、②この政令の施行の際現に適格講習の課程を受講中の者であって、この政令の施行後当該適格講習の課程を修了したことにつき、当該適格講習を行った者から当該適格講習の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者は、福祉用具専門相談員とみなされること。

したがって、都道府県知事は「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第 194 条に規定する講習会を指定する省令」（平成 14 年厚生労働省令第 121 号）により厚生労働大臣の指定を受けた講習会を指定講習会に相当する講習として公示することが必要であり、その他指定講習に相当する講習として認めてきたものがある場合には、同様の取扱いが必要となる。

## 第二 福祉用具専門相談員指定講習事業者の指定について

### （1）指定の単位

福祉用具専門相談員指定講習事業者（以下「事業者」という。）の指定は、事業所の所在地を管轄する都道府県において、事業所ごとに指定することとなる。

したがって、複数の事業所で指定講習を実施する場合、それぞれの事業所の所在地を所管する都道府県において指定を受ける必要がある。

また、事業者が事業所の所在地以外で指定講習を実施するような場合、指定講習の実施場所を所轄する都道府県は、別途指定を行う必要はない

が、当該事業者を指定する都道府県からの当該指定講習に対する指導監督等に関する情報提供その他必要な協力に応じなければならない。

### (2) 事業者のみなし指定

介護保険法施行令等の一部を改正する政令附則第 18 条第 1 項及び「介護保険法施行令等の一部を改正する政令附則第 18 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する者」（平成 18 年厚生労働省告示第 318 号）において、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第百九十四条に規定する講習会を指定する省令（平成 14 年厚生労働省令第 121 号）により、この省令の廃止の日の前日（平成 18 年 3 月 31 日）において厚生労働大臣の指定を受けていた講習会を行っている者は、指定講習に相当する講習を行っている者として指定される。

また、これらの事業者（以下「みなし指定事業者」という。）については、平成 17 年度中に講習を実施する場所として届け出ている都道府県において事業所ごとに指定がされたものとみなされる。

### (3) 指定の期間

変更、廃止、休止又は再開の届け出等の手続きは介護保険法施行規則で定められているが、指定の期間については、特段定められておらず、各都道府県が定めることとなる。

この場合、みなし指定事業者の指定の期間については、施行日前の指定の有効期間を勘案し、一定の配慮が必要となる。

### 第三 事業者の要件

事業者の要件は、介護保険法施行令第 4 条第 2 項各号に定められているが、「指定講習を適正に実施する能力があると認められるもの」の要件

が、当該事業者を指定する都道府県からの当該指定講習に対する指導監督等に関する情報提供その他必要な協力に応じなければならない。

### (2) 事業者のみなし指定

介護保険法施行令等の一部を改正する政令附則第 18 条第 1 項及び「介護保険法施行令等の一部を改正する政令附則第 18 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する者」（平成 18 年厚生労働省告示第 318 号）において、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第百九十四条に規定する講習会を指定する省令（平成 14 年厚生労働省令第 121 号）により、この省令の廃止の日の前日（平成 18 年 3 月 31 日）において厚生労働大臣の指定を受けていた講習会を行っている者は、指定講習に相当する講習を行っている者として指定される。

また、これらの事業者（以下「みなし指定事業者」という。）については、平成 17 年度中に講習を実施する場所として届け出ている都道府県において事業所ごとに指定がされたものとみなされる。

### (3) 指定の期間

変更、廃止、休止又は再開の届け出等の手続きは介護保険法施行規則で定められているが、指定の期間については、特段定められておらず、各都道府県が定めることとなる。

この場合、みなし指定事業者の指定の期間については、施行日前の指定の有効期間を勘案し、一定の配慮が必要となる。

### 第三 事業者の要件

事業者の要件は、介護保険法施行令第 4 条第 2 項各号に定められているが、「指定講習を適正に実施する能力があると認められるもの」の要件

として、①事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること、②講習事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること、③事業運営上知り得た講習受講者に係る秘密の保持について十分な措置がなされていること等が考えられるが、「事業所の所在地以外で指定講習を実施するような場合における当該指定講習の実施場所を管轄する都道府県への必要書類の提出」等その他必要な要件について、各都道府県の実情に応じて定めることが可能である。

#### 第四 指定講習の実施方法及び基準について

##### (1) 指定講習の実施方法

指定講習は講義、演習により行うこととし、受講者が講習課程での知識及び技術の修得がなされていることにつき確認ができるようなものであること。

この場合、カリキュラム中に別途位置づける必要はないが、講義の課程の中で、この内容が担保されている必要がある。

指定講習の修了評価については、指定講習修了者の質の確保を図る観点から、厳正に行われる必要がある。

全科目の修了時に、別紙1「福祉用具専門相談員指定講習における目的、到達目標及び内容の指針」に定める「到達目標」に沿って、各受講者の知識・技術等の修得度を評価すること。

修了評価の実施方法については、筆記の方法により一時間程度実施するものとし、修了評価に要する時間はカリキュラムの時間数には含めないものとする。評価の難易度については、福祉用具専門相談員の入口に位置する講習であることから、「列挙できる (知っているレベル)」「概説

として、①事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること、②講習事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること、③事業運営上知り得た講習受講者に係る秘密の保持について十分な措置がなされていること等が考えられるが、「事業所の所在地以外で指定講習を実施するような場合における当該指定講習の実施場所を管轄する都道府県への必要書類の提出」等その他必要な要件について、各都道府県の実情に応じて定めることが可能である。

#### 第四 指定講習の実施方法及び基準について

##### (1) 指定講習の実施方法

指定講習は講義、演習により行うこととし、受講者が講習課程での知識及び技術の修得がなされていることにつき確認ができるようなものであること。

この場合、カリキュラム中に別途位置づける必要はないが、講義の課程の中で、この内容が担保されている必要がある。

指定講習の修了評価については、指定講習修了者の質の確保を図る観点から、厳正に行われる必要がある。

全科目の修了時に、別紙1「福祉用具専門相談員指定講習における目的、到達目標及び内容の指針」に定める「到達目標」に沿って、各受講者の知識・技術等の修得度を評価すること。

修了評価の実施方法については、筆記の方法により一時間程度実施するものとし、修了評価に要する時間はカリキュラムの時間数には含めないものとする。評価の難易度については、福祉用具専門相談員の入口に位置する講習であることから、「列挙できる (知っているレベル)」「概説

できる（一通りの概要を説明できるレベル）」を想定している。

「到達目標」に示す知識・技術等の修得が十分でない場合には、事業者は必要に応じて補講等を行い、到達目標に達するよう努めるものとする。

## (2) 指定講習の基準

### ア 開催頻度

指定講習は年に1回以上開催されること。

### イ 指定講習の内容

指定講習の内容は、「介護保険法施行規則第二十三条の三十三第二号の厚生労働大臣が定める講習の内容」(平成18年厚生労働省告示第269号)及び別紙1で定めるカリキュラムによるが、当分の間、指定講習と同等以上の講習の内容であると都道府県知事が認める場合においては、適用しないこととされており、その運用に当たっては、各都道府県において手続き等を定める必要がある。

### ウ 指定講習の内容を教授するのに必要な数の講師

イの内容を教授するのに必要な講師の数の講師を有する必要がある、具体的には以下の要件を満たすことが必要となる。

ただし、当分の間、指定講習と同等以上の講習の内容であると都道府県知事が認めるものについては、以下の要件を適用しないため、その運用に当たっては、各都道府県において手続き等を定める必要がある。

(ア) 1の講習について3名以上の講師で担当すること

(イ) 演習を担当する講師については、講師一名につき、受講者がおおむね50名を超えない程度の割合で担当すること

(ウ) 病気等の理由により、当日講師が担当できなくなる場合に備え、

できる（一通りの概要を説明できるレベル）」を想定している。

「到達目標」に示す知識・技術等の修得が十分でない場合には、事業者は必要に応じて補講等を行い、到達目標に達するよう努めるものとする。

## (2) 指定講習の基準

### ア 開催頻度

指定講習は年に1回以上開催されること。

### イ 指定講習の内容

指定講習の内容は、「介護保険法施行規則第二十三条の三十三第二号の厚生労働大臣が定める講習の内容」(平成18年厚生労働省告示第269号)及び別紙1で定めるカリキュラムによるが、当分の間、指定講習と同等以上の講習の内容であると都道府県知事が認める場合においては、適用しないこととされており、その運用に当たっては、各都道府県において手続き等を定める必要がある。

### ウ 指定講習の内容を教授するのに必要な数の講師

イの内容を教授するのに必要な講師の数の講師を有する必要がある、具体的には以下の要件を満たすことが必要となる。

ただし、当分の間、指定講習と同等以上の講習の内容であると都道府県知事が認めるものについては、以下の要件を適用しないため、その運用に当たっては、各都道府県において手続き等を定める必要がある。

(ア) 1の講習について3名以上の講師で担当すること

(イ) 演習を担当する講師については、講師一名につき、受講者がおおむね50名を超えない程度の割合で担当すること

(ウ) 病気等の理由により、当日講師が担当できなくなる場合に備え、

代替講師の確保や予備日設定等の準備ができること

エ 指定講習の課程を教授するのに適当な者

イの内容を教授するのに適当な者であることが必要であり、具体的には、別紙2「講師要件表」に定める各科目における「講師の要件」を満たす適切な人材が確保されていること。

ただし、当分の間、指定講習と同等以上の講習の内容であると都道府県知事が認めるものについては、別紙の要件を適用しないため、その運用に当たっては、各都道府県において手続き等を定める必要がある。

第五 事業者の指定申請手続き等について

(1) 指定の申請

指定講習を行う者として指定を受けようとする者は、施行規則第22条の34で準用する第22条の26第1項(第6号を除く。)に掲げる事項を記載した申請書又は書類を提出することとなるが、「その他指定に関し必要があると認める事項」として、旧通知である「福祉用具専門相談員指定講習会の指定について」(平成11年6月3日老発第437号厚生省老人保健福祉局長通知)に定める「年間事業計画表」等の様式を用い、指定講習の開催状況等を確認するためのものを提出させることが考えられる。

また、「運営規程」の内容については、講習受講者に指定講習の内容を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした運営規定を定め、公開することが必要である。

(ア) 開講目的

(イ) 講習の名称

(ロ) 事業所の所在地

代替講師の確保や予備日設定等の準備ができること

エ 指定講習の課程を教授するのに適当な者

イの内容を教授するのに適当な者であることが必要であり、具体的には、別紙2「講師要件表」に定める各科目における「講師の要件」を満たす適切な人材が確保されていること。

ただし、当分の間、指定講習と同等以上の講習の内容であると都道府県知事が認めるものについては、別紙の要件を適用しないため、その運用に当たっては、各都道府県において手続き等を定める必要がある。

第五 事業者の指定申請手続き等について

(1) 指定の申請

指定講習を行う者として指定を受けようとする者は、施行規則第22条の34で準用する第22条の26第1項(第6号を除く。)に掲げる事項を記載した申請書又は書類を提出することとなるが、「その他指定に関し必要があると認める事項」として、旧通知である「福祉用具専門相談員指定講習会の指定について」(平成11年6月3日老発第437号厚生省老人保健福祉局長通知)に定める「年間事業計画表」等の様式を用い、指定講習の開催状況等を確認するためのものを提出させることが考えられる。

また、「運営規程」の内容については、講習受講者に指定講習の内容を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした運営規定を定め、公開することが必要である。

(ア) 開講目的

(イ) 講習の名称

(ロ) 事業所の所在地

- (エ) 講習期間
- (オ) 講習課程
- (カ) 講師氏名
- (キ) 修了評価の実施方法
- (ク) 講習修了の認定方法及び欠席した場合の取扱い
- (ケ) 年間の開講期間
- (コ) 受講手続き
- (ク) 受講料（補講等を含む。）等受講に際し必要な費用の額

(2) 事業報告書の提出

指定講習を行う者は、毎事業年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を都道府県知事へ提出する必要がある。

- (ア) 開催日時及び場所
- (イ) 受講者数及び修了者数
- (ロ) 講習課程
- (ハ) 講習会時間割表
- (ニ) 担当講師一覧
- (ヒ) 収支決算書
- (ヘ) その他必要な事項

- (エ) 講習期間
- (オ) 講習課程
- (カ) 講師氏名
- (キ) 修了評価の実施方法
- (ク) 講習修了の認定方法及び欠席した場合の取扱い
- (ケ) 年間の開講期間
- (コ) 受講手続き
- (ク) 受講料（補講等を含む。）等受講に際し必要な費用の額

(2) 事業報告書の提出

指定講習を行う者は、毎事業年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を都道府県知事へ提出する必要がある。

- (ア) 開催日時及び場所
- (イ) 受講者数及び修了者数
- (ロ) 講習課程
- (ハ) 講習会時間割表
- (ニ) 担当講師一覧
- (ヒ) 収支決算書
- (ヘ) その他必要な事項



〔政 令〕

- 原子力委員会設置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(三九五)
- 行政機関職員定員令の一部を改正する政令(三八六)
- 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令の一部を改正する政令(三八七)
- 地域再生法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(三八八)
- 地域再生法施行令の一部を改正する政令(三八九)
- マンションの建替えの円滑化等に関する法律による不動産登記に関する政令の一部を改正する政令(二九〇)
- 外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令の一部を改正する政令(二九一)
- 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部を改正する政令(二九二)
- 関税法施行令等の一部を改正する政令(二九三)
- 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律施行令(二九四)

〔府 令〕

- 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令の一部を改正する政令(三九五)
- 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令の一部を改正する政令(三九六)
- 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(三九七)
- 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令(三九八)

〔府令・省令〕

- 地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令(内閣府八二)
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(内閣府・総務七)
- 省 令
- 不動産登記令第四条の特例等を定める省令の一部を改正する省令(法務三二)
- 関税暫定措置法施行規則の一部を改正する省令(財務九三)
- 税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令及び財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令(同九四)
- 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律に規定する検査身分証明書の様式を定める省令(同九五)

〔省 令〕

- 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(厚生労働一三五)
- 厚生労働省定員規則の一部を改正する省令(同二二六)
- 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則の一部を改正する省令(農林水産六八)
- 関税暫定措置法施行令第三十二條第二項第三号の農林水産省令で定める方法を定める省令(同六九)
- 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(経済産業六四)

〔告 示〕

- 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律第五条第二項の規定により質問又は検査に立ち会う職員の携行する身分を示す証明書の様式を定める省令(同六五)
- 構造改革特別区域計画を認定した件(内閣府二七七、二八六)
- 構造改革特別区域計画の変更を認定した件(同二八七、二八八)
- 構造改革特別区域計画の認定を取り消した件(同二八九)
- 地域再生計画を認定した件(同二九〇、二九五)
- 地域再生計画の変更を認定した件(同二九六、二九八)
- 総合特別区域計画を認定した件(同二九九)
- 総合特別区域計画の変更を認定した件(同三〇〇、三〇三)
- 道路交通法第百十條第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件(國家公安委五五)
- 健康増進法の規定に基づく登録試験機関の登録事項の変更の件(消費者庁五)

二 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令の一部改正関係  
納付金の納付を要しない麦等として関税の課税の便益の適用を受ける麦を追加することとした。(第一三三條第四号関係)

三 施行期日  
この政令は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日から施行することとした。

◇経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第三九六号)(経済産業省)  
1 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律(以下「法」という。)第二条第三項の政令で定める経済連携協定として、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定(以下「日オーストラリア協定」という。)を定めることとした。(第一條関係)  
2 法第三条第五項の政令で定める経済連携協定として、日オーストラリア協定を定めることとした。(第三條関係)

3 日オーストラリア協定に係る法第五条の政令で定める期間を五年とすることとした。(第四條関係)  
4 日オーストラリア協定に係る法第三〇條第一項の政令で定める期間を四五日とすることとした。ただし、オーストラリアに第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品が輸出された場合において、当該物品に係る情報の提供の求めに応ずる期間について個別に我が国とオーストラリアとの間で合意をした期間があるときは、当該期間とすることとした。(第六條関係)

5 この政令は、日オーストラリア協定の効力発生の日から施行することとした。

◇介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(政令第三九七号)(厚生労働省)

一 介護保険法施行令の一部改正関係  
1 福祉用具の貸与等が介護給付等の対象となるための助言を行う福祉用具専門相談員の範囲から養成研修修了者を除外することとした。(第四條関係)

2 保険料率の算定に関する基準について、第一号被保険者の区分を原則として六区分から九区分に改め、それぞれの区分ごとに基準額に乗じる割合を定めることとした。(第三八條及び第三九條関係)

二 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正関係  
平成二十七年(平成二十九年)度までの第二号被保険者負担率を二〇〇分の二八とすることとした。(第五條関係)

三 経過措置  
この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。(附則第二項関係)

四 この政令は、平成二十七年四月一日から施行することとした。

◇防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第三九八号)(防衛省)

1 自衛官に係る勤続手当の支給割合の改定に伴い、若年定年退職者給付金の額の調整に必要となる給与年額相当額の計算方法を改めることとした。(第二四條関係)

2 平成二十七年一月一日における昇給の号俸数の特別等について定めることとした。(附則第二條及び第三條関係)

3 この政令は、公布の日から施行することとした。

政令第三百八十五号  
原子力委員会設置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令  
内閣は、原子力委員会設置法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第八十七号)附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

政令第三百八十六号  
行政機関職員定員令の一部を改正する政令  
内閣は、行政機関の職員の定員に関する法律(昭和四十四年法律第三十三号)第一條の規定に基づき、この政令を制定する。

行政機関職員定員令(昭和四十四年政令第三十一号)の一部を次のように改正する。  
第一條第一項の表厚生労働省の項中「三一、六六〇人」を「三一、六九一人」に改め、同表合計の項中「二九六、五六四人」を「二九六、五九六人」に改める。

附則  
この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽  
平成二十六年十二月十二日  
内閣総理大臣 安倍 晋三

政令

原子力委員会設置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百八十五号

原子力委員会設置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、原子力委員会設置法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第八十七号)附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

原子力委員会設置法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十六年十二月十六日とする。

内閣総理大臣 安倍 晋三

行政機関職員定員令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百八十六号

行政機関職員定員令の一部を改正する政令

内閣は、行政機関の職員の定員に関する法律(昭和四十四年法律第三十三号)第一條の規定に基づき、この政令を制定する。

行政機関職員定員令(昭和四十四年政令第三十一号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項の表厚生労働省の項中「三一、六六〇人」を「三一、六九一人」に改め、同表合計の項中「二九六、五六四人」を「二九六、五九六人」に改める。

附則  
この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百九十六号

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令の一部を改正する政令
内閣は、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律(平成十六年法律第百四十三号)第二条第三項、第三条第五項、第五条、第三十条第一項及び第三十三条の三の規定に基づき、この政令を制定する。

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令(平成十七年政令第十八号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。
十二 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定
第三条中「及び第十二号」を、「第十二号及び第十三号」に改める。

第四条の表第一号中「第一条第一号」を「第一条第一号から第五号まで、第八号及び第十一号から第十三号まで」に改め、同表中第二号から第五号までを削り、同表第六号中「第一条第六号」の下に「第七号、第九号及び第十号」を加え、同号を同表第二号とし、同表中第七号から第十一号までを削る。

第六条第四項中「期間は」の下に「同項の情報の提供の求めがあった日から起算して」を加え、同項を同条第七項とし、同条第三項中「及び第三号」を削り、「経済連携協定の」を「当該経済連携協定の」に、「第二種特定原産地証明書」を「法第二条第四項に規定する第二種特定原産地証明書(以下「第二種特定原産地証明書」という。))」に、「次の表の上欄に掲げる経済連携協定ごとにそれぞれ同表の中欄に定める期間」を「その求めがあった日の翌日から起算して六月」に、「同表の上欄に掲げる経済連携協定ごとにそれぞれ同表の下欄に定める期間」を「その求めがあった日の翌日から起算して三月」に改め、同項の表を削り、同項を同条第六項とし、同条第二項中「期間は」の下に「同項の情報の提供の求めがあった日から起算して」を加え、同項ただし書き中「第四項」を「第七項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 第一条第十三号に掲げる経済連携協定に係る法第三十条第一項の政令で定める期間は、同項の情報の提供の求めを受けた日から起算して四十五日とする。ただし、当該経済連携協定の締約国たる外国に第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品が輸出された場合において、当該物品に係る情報の提供の求めに応ずる期間について個別に我が国と当該外国との間で合意をした期間があるときは、当該期間とする。

第六条第一項中「第一条第一号から」を「第一条第五号から」に、「経済連携協定の」を「当該経済連携協定の」に改め、あつては「の下に」その求めを受けた日の翌日から起算して」を加え、同項の表中第一号から第四号までを削り、第五号を第一号とし、同表第六号中「第一条第六号」の下に、第八号、第十一号及び第十二号」を加え、同号を同表第六号とし、同表中第七号を第三号とし、第八号を削り、第九号を第四号とし、第十号及び第十一号を削り、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

第一条第一号に掲げる経済連携協定に係る法第三十条第一項の政令で定める期間は、当該経済連携協定の締約国たる外国に第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品が輸出された日以後最初に当該物品が法第二条第二項に規定する特定原産品(以下「特定原産品」という。)であるか否かに関する情報の提供を求められた場合にあつてはその求めがあった日の翌日から起算して六月とし、当該情報の提供を行った後更に情報の提供を求められた場合にあつてはその求めがあった日の翌日から起算して三月とする。

2 第一条第二号から第四号までに掲げる経済連携協定に係る法第三十条第一項の政令で定める期間は、当該経済連携協定の締約国たる外国に第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品が輸出された日以後最初に当該物品が特定原産品であるか否かに関する情報の提供を求められた場合にあつてはその求めを受けた日から起算して三月とし、当該情報の提供を行った後更に情報の提供を求められた場合にあつてはその求めを受けた日から起算して二月とする。

第六条に次の一項を加える。

8 第二条第三号に掲げる経済連携協定に係る法第三十条第三項の政令で定める期間は、当該経済連携協定の締約国たる外国に第二種特定原産地証明書が作成された物品が輸出された日以後最初に当該物品が特定原産品であるか否かに関する情報の提供を求められた場合にあつてはその求めを受けた日の翌日から起算して三月とし、当該情報の提供を行った後更に情報の提供を求められた場合にあつてはその求めを受けた日の翌日から起算して二月とする。

附則

(施行期日)
1 この政令は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
2 この政令による改正後の経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令第一条第十三号に掲げる経済連携協定に係る経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第八条第一項の規定は、これに必要なる手続その他の行為は、この政令の施行前においても、同法第九条から第十一号まで、第十四条第一項及び第二項、第十四条第一項並びに第三十二条第一項(手数料の認可に係る部分に限る。)の規定の例により行うことができる。

経済産業大臣 宮沢 洋一
内閣総理大臣 安倍 晋三

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百九十七号

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令
内閣は、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第十二項及び第十三項、第八条の二第十項及び第十一項、第百二十五条第二項並びに第百二十九条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

(介護保険法施行令の一部改正)

第一条 介護保険法施行令(平成十年政令第四百二十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第八条の二第十二項若しくは第十三項」を「第八条の二第十項若しくは第十一項」に改め、同項第九号を削り、同項第十号を同項第九号とし、同条第二項中「前項第十号」を「前項第九号」に改め、同条第三項中「第一項第十号」を「第一項第九号」に改める。

第三十八条第一項第一号中「四分の五」を「五分の四」に改め、同項第二号イ、第二号イ及び第三号イを「以下この項及び次条第一項」に改め、同号ハ中又は第五号ロを「第五号ロ、第六号ロ、第七号ロ又は第八号ロ」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 市町村民税世帯非課税者であつて、当該保険料の賦課期日の届する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の届する年の前年の合計所得金額の合計額が八十万円以下であり、かつ、イ、ロ又はニに該当しないもの

第三十八条第一項第二号中「四分の二」を「十分の七・五」に改め、同号イ中「八十万円を百二十万円」に、「該当しない者」を「該当しないもの」に改め、同号ロ中「又は第五号ロ」を「第五号ロ、第六号ロ、第七号ロ又は第八号ロ」に改め、同項第三号中「四分の三」を「十分の七・五」に改め、同号イ中「該当しない者」を「該当しないもの」に改め、同号ロ中「又は第五号ロ」を「第五号ロ、第六号ロ、第七号ロ又は第八号ロ」に改め、同項第六号中「四分の六」を「十分の十七」に改め、同号を同項第九号とし、同項第五号中「四分の五」を「十分の十二」に改め、同号ロ中「部分を除く。」の下に、「次号ロ又は第八号ロ」を加え、同号を同項第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七 次のいずれかに該当する者 十分の十三  
イ 合計所得金額が基準所得金額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの  
ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。

八 次のいずれかに該当する者 十分の十五  
イ 合計所得金額が基準所得金額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの  
ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。

第三十八条第一項第四号中「四分の四」を「十分の十一」に改め、同号イ中「前三号」を「前各号」に改め、同号ロ中「又は次号ロ」を「次号ロ、第七号ロ又は第八号ロ」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 次のいずれかに該当する者 十分の九  
イ 当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であつて、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額の合計額が八十万円以下であり、かつ、前三号のいずれにも該当しないもの  
ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ(1)に係る部分を除く。）次号ロ、第六号ロ、第七号ロ又は第八号ロに該当する者を除く。

第三十八条第六項中「第一項第五号」を「第一項第六号」に、「すべての市町村に係る同項第一号若しくは第二号又は第三号に該当する」を「同項第七号の基準所得金額未満の額であつて、全ての市町村に係る同項第六号に該当することとなる」に、「それぞれ四分の二又は四分の一を乗じて得た数と、すべて」を「と、全て」に、「同項第五号又は第六号」を「同項第七号」に改め、「それぞれ四分の一又は四分の二を乗じて得た数」を削り、同条中第七項を第九項とし、第六項の次に次の二項を加える。

7 第一項第七号の基準所得金額は、全ての市町村に係る第一号から第三号までに掲げる規定に該当する第一号被保険者数の見込数に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た数を合算した数と、全ての市町村に係る第四号及び第五号に掲げる規定に該当することとなる第一号被保険者数の見込数に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た数を合算した数との均値が図られる

こと等を勘案して厚生労働大臣が定める額とする。ただし、当該額によるものが適当でないこと認められる特別の必要がある場合においては、保険料収納必要額を保険料により確保することができよう、市町村が同項各号の区分ごとの第一号被保険者数の見込数等を勘案して設定する額とすることができる。

一 第一項第一号 十分の五  
二 第一項第二号及び第三号 十分の二・五  
三 第一項第四号 十分の一  
四 第一項第六号及び第七号 十分の二・五  
五 第一項第八号及び第九号 十分の六

8 第一項第八号の基準所得金額は、同項第七号の基準所得金額を超える額であつて、全ての市町村に係る同項第八号に該当することとなる第一号被保険者数の見込数と、全ての市町村に係る同項第九号に該当することとなる第一号被保険者数の見込数との均値が図られること等を勘案して厚生労働大臣が定める額とする。ただし、当該額によるものが適当でないこと認められる特別の必要がある場合においては、保険料収納必要額を保険料により確保することができよう、市町村が同項各号の区分ごとの第一号被保険者数の見込数等を勘案して設定する額とすることができる。

第三十九条第一項中「第六号」を「第九号」に改め、同項第一号中「四分の二」を「十分の五」に改め、同号イ中「ものを」を「者」に改め、同号ロ中「又は第六号ロ」を「第六号ロ、第七号ロ、第八号ロ又は第九号ロ」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 市町村民税世帯非課税者であつて、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額の合計額が八十万円以下であり、かつ、イ、ロ又はニに該当しないもの  
第三十九条第二項第二号中「四分の二」を「十分の七・五」に改め、同号イ中「八十万円を」を「二十万円」に、「該当しない者」を「該当しないもの」に改め、同号ロ中「又は第六号ロ」を「第六号ロ、第七号ロ、第八号ロ又は第九号ロ」に改め、同項第三号中「四分の三」を「十分の七・五」に改め、同号イ中「該当しない者」を「該当しないもの」に改め、同号ロ中「又は第六号ロ」を「第六号ロ、第七号ロ、第八号ロ又は第九号ロ」に改め、同項第七号中「掲げる」を「定める」に改め、同号を同項第十号とし、同項第六号中「掲げる」を「定める」に改め、同号ロ中「部分を除く。」の下に、「次号ロ又は第九号ロ」を加え、同号を同項第七号とし、同号の次に次の二号を加える。

八 次のいずれかに該当する者 前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合  
イ 合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であつて市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの  
ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。

九 次のいずれかに該当する者 前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合  
イ 合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であつて市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの  
ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。

第三十九条第一項第五号中「四分の四」を「十分の十」に改め、同号ロ中「又は次号ロ」を「次号ロ、第八号ロ又は第九号ロ」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「四分の四」を「十分の十」に改め、同号イ中「前三号」を「前各号」に改め、同号ロ中「又は第六号ロ」を「第七号ロ、第八号ロ又は第九号ロ」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 次のいずれかに該当する者 十分の九を標準として市町村が定める割合

イ 当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であつて、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額の合計額が八十万円以下であり、かつ、前三号のいずれにも該当しないもの  
ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(第一号イ(1)に係る部分を除く)、次号ロ、第六号ロ、第七号ロ、第八号ロ又は第九号ロに該当する者を除く)

第三十九条第二項中「規定する割合、同項第五号イ及び第六号イ」を「定める割合、同項第六号イ、第七号イ、第八号イ及び第九号イ」に、「同項第六号」を「同項第九号」に改め、同条第四項中「前条第七項」を「前条第九項」に改める。

第二十条 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令(平成二十年政令第四百十三号)の一部を次のように改正する。

第五号の見出しを「平成二十七年年度から平成二十九年度までの第二号被保険者負担率」に改め、同条中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年年度から平成二十九年度まで」に、「百分の二十九」を「百分の二十八」に改める。

第三十八条 第三十八号を「第三十八号」に改める。

附則

1 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現に第一条の規定による改正前の介護保険法施行令第四条第一項第九号に該当している者の助言(平成二十八年三月三十一日までの間に行われるものに限る)を受けて選定された福祉用具の貸与又は販売については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 塩崎 恭久

内閣総理大臣 安倍 晋三

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百九十八号

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第三百六十六号)第二十七条の四第一項及び防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第三百五十五号)附則第十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和二十七年政令第三百六十八号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第五号中「百分の六十七・五を」を「六月一日に係るものにあつては百分の六十七・五を、十二月一日に係るものにあつては百分の八十二・五をそれぞれ」に改める。

附則

(施行期日)

第一号 この政令は、公布の日から施行する。

(平成二十七年一月一日における昇給の号俸数の特例等)

第二号 平成二十七年一月一日における防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(次条第一項において「給与令」という)第六号の十四第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「定める号俸数」とあるのは「定める号俸数に相当する数から一を減じて得た数に相当する号俸数」と、同条第二項中「に定める号俸数」とあるのは「に定める号俸数に相当する数から一を減じて得た数に相当する号俸数」と、「同項の」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成二十六年政令第三百九十八号)附則第一号の規定により読み替えられた同項の」とする。

第三号 平成二十七年一月一日において、昇給抑制等年齢職員(給与令第六号の十四の二第二項に規定する昇給抑制等年齢職員をいう。以下この条において同じ)について防衛省の職員の給与等に関する法律第五号第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第八号第六項の規定による昇給をさせる場合の号俸数は、給与令第六号の十四の二の規定にかかわらず、同条第一項各号に定める号俸数に相当する数から一を減じて得た数に相当する号俸数(平成二十六年一月一日後に新たに職員となった者であつて昇給抑制等年齢職員となったもの又は同日後に給与令第六号の六第四項若しくは第五項、第六号の九若しくは第六号の十の規定により号俸を決定された昇給抑制等年齢職員(給与令第六号の六第五項の規定により号俸を決定された昇給抑制等年齢職員にあつては、上位の職務の級に決定される資格を取得するに至つたことにより昇給抑制等年齢職員にあつては、上位の職務の級に決定される資格を取得するに至つたことにより昇格をした場合その他これに準ずる場合において号俸を決定されたものに限る)にあつては、給与令第六号の十四の二第一項各号に定める号俸数に相当する数から一を減じて得た数(平成二十六年一月一日から同年十二月三十一日までの間に新たに職員となり、又は当該号俸を決定された者にあつては、防衛大臣の定める数)に、その者の新たに職員となった日又はその決定の日から平成二十六年十二月三十一日までの期間の月数(一月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号俸数を除いた数を乗じて得た数(一月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号俸数(防衛大臣の定める昇給抑制等年齢職員にあつては、同項各号に定める号俸数に相当する数から一を減じて得た数に相当する号俸数を超えない範囲内で防衛大臣の定める号俸数)とする。ただし、勤務成績が良好である昇給抑制等年齢職員、勤務成績がやや良好でない昇給抑制等年齢職員及び勤務成績が良好でない昇給抑制等年齢職員に該当すると決定された者並びにこの項本文の規定により算定された号俸数が零となる場合における昇給抑制等年齢職員は、昇給をしないものとする。

2 前項の規定による昇給の号俸数が、平成二十七年一月一日にその者が属する職務の級又は階級の最高の号俸の号数から平成二十六年十二月三十一日にその者が受けていた号俸(平成二十七年一月一日において職務の級若しくは階級を異にする異動又は防衛大臣の定める異動をした昇給抑制等年齢職員にあつては、当該異動後の号俸)の号数を減じて得た数に相当する号俸数を超えることとなる場合は、同項の規定にかかわらず、昇給抑制等年齢職員の昇給の号俸数は、当該相当する号俸数とする。

3 前二項に定めるもののほか、これらの規定による昇給抑制等年齢職員の昇給に關し必要な事項は、防衛大臣が定める。

防衛大臣 江渡 聡徳

内閣総理大臣 安倍 晋三